



情報局設置要綱

(昭和一五・九・二六)

第一 情報局ノ機構

- 一 情報局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事項ヲ掌ルコト
- (一) 國策遂行ノ基礎タル事項ニ關スル情報蒐集、報道及啓發宣傳
- (二) 新聞紙其ノ他ノ出版物ニ關スル國家總動員法第二十條ニ依ル處分

(三) 放送(無線電話)ノ指導取締

(四) レコード、映畫、演劇及演藝ノ國策遂行ノ基礎タル事項ニ關スル啓發宣傳上必要ナル指導取締

前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ情報局ハ關係各廳ニ對シ情報ノ蒐集、報道及啓發宣傳ニ關シ共助ヲ求メ得ルコト

第一課 (映畫、寫眞)	四〇
第二課 (文藝課)	二〇
第三課 (編輯)	三五
第四部 (報道部)	一〇〇人
第一課 (新聞通信)	四〇
第二課 (出版單行本)	四〇
第三課 (放送)	二〇
第五部 (對外宣傳部)	九〇人
第一課 (報道發表)	二〇
第二課 (宣傳)	三五
第三課 (文化)	三五

備考

(一) 新聞紙其ノ他ノ出版物ノ取締ニ關シ國家總動員法第二十條ヲ發動スルコト

(二) 前項ニ依ル權限ノ行使ノ圓滑ヲ期スル爲必要ナル内務省警保局職員ハ之ヲ情報局廳舎ニ於テ執務セシメ情報局職員トノ間ニ兼官制度ヲ認メルコト

(三) 社團法人日本放送協會及社團法人同盟通信社ニ對スル法人監督ハ内閣總理大臣ト遞信大臣ノ共管トス共管ノ内容ニ付テハ別途之ヲ定ム

社團法人同盟通信社ニ對スル法人監督ニ付テハ内閣總理大臣ハ外務大臣ニ聯絡ヲトルコト

一、情報局ニ左ノ職員ヲ置クコト
 二、情報局ニ五部ヲ置ク
 三、情報局ニ五部ヲ置ク

二 情報局ニ左ノ職員ヲ置クコト

- 總裁 親任
- 次長 人 勅任
- 秘書官 人 奏任
- 情報官 人 奏任 内五人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
- 理事官 人 奏任
- 技師 人 奏任
- 屬 人 判任
- 技手 人 判任

備考 情報局ト關係各職トノ間ノ兼官ノ定員ハ 人トス
 三 情報局ニ五部ヲ置ク

各部ノ事務ノ分掌ニ付テハ別紙参照

四 參與制度ハ從來通り

第二 各省ヨリ情報局ノ權限ニ移スベキ事務

左ノ事務ハ各省ヨリ情報局ニ移管統合スルモノトスルコト

一 外務省

1 情報部ノ事務

海外情報ノ蒐集及對外啓發宣傳ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲
ノ職員ヲ殘置ス

2 文化事業部ノ國際文化事業ニ關スル事務中文化協定及在外文
化事業團體ニ關スルモノ以外ノモノ

二 内務省警保局ノ事務中レコード、映畫、演劇及演藝ノ國策遂行

四 陸軍省情報部ノ事務
ノ基礎タル事項ニ關スル啓發宣傳上必要ナル指導取締
事項ハ陸軍省ニ殘置ス

三 陸軍省情報部ノ事務
現在陸軍省情報部ノ主管スル事務中陸軍内部ノコトニノミ關スル
事項ハ陸軍省ニ殘置ス

四 海軍省軍事普及部ノ事務
海軍内部ノコトニノミ關スル事項ニ付テハ陸軍省ト同斷

五 遞信省
電務局無線課ノ事務中放送内容ノ取締ニ關スル事務及社團法人日
本放送協會ノ法人監督ニ關スル事務ノ一部

六 各縣ノ發表事務中國策遂行ノ基礎タル事項ニ關スルモノハ之ヲ
情報局ニ於テ行フモノトス

例
情報局以外ノ各職ニ於テハ内外記者トノ定期會見ハ之ヲ行ハザル
モノトス

Vertical text columns on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The text is mostly illegible due to fading and low contrast.